

教生文第 1946 号

令和 7 年 7 月 30 日

さいたま市文化財保護審議会会長 様

さいたま市教育委員会教育長



文化財の指定種別変更について（諮問）

市にとって重要な文化財の保存及び活用のため、さいたま市文化財保護条例第5条の規定により、下記の文化財の指定種別変更について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

第1号 市指定文化財の種別変更について
史跡 郷学戩穀堂の碑〔第31号(岩)〕

2 答申の期限

令和8年3月31日

第1号 市指定文化財の種別変更について

以下の市指定文化財の種別変更について、貴審議会の御意見を求めます。

指 定 名 称：^{ごうがくせんこくどう}郷学戩穀堂の碑

指 定 種 別：史跡

指定年月日：平成8年3月8日

所 在 地：岩槻区本町6丁目

指 定 理 由：郷学戩穀堂の碑は、岩槻の久保宿町（現岩槻区本町）の藩医篠崎振鐸^{しんたく}の意思を継いだ子^{しゅうたく}の遁鐸^{がくし}とその孫の学司^{がくし}が、岩槻藩の許可と藩儒児玉南柯^{こだま なんか}の援助を得て、文化8（1811）年に篠崎家宅内に創設した郷学校（藩校と寺子屋の中間に位置する教育機関）である郷学戩穀堂の開設を記念し建立された。記念碑として、郷学校が存在したことを示す役割に本質的価値を認められ、指定に至っている。

現 状：文化財保護法では、「貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの」（第2条第1項第4号）としての「記念物のうち重要なものを史跡」（第109条第1項第1号）として類型化しており、一般的にエリアを伴って指定されるが、郷学戩穀堂の碑については、指定時には郷学校の敷地を保護するための史跡としてのエリア指定はされず、埼玉県旧跡制度と同様エリア指定を伴わない指定がされたと推測される。

所在地での保存管理、活用、相続での維持、継承が難しく、石碑や説明板が脇の細い路地から遠巻きに見ることしかできない現状を受け、所有者から、石碑解体のうえ、史跡を含む土地を更地にして売却する意向を受ける中で、郷学校の存在を示す貴重な石碑としての価値、指定の位置付けに立ち返り、岩槻地域で立ち入ることができ人の目に触れることのできる資料館などへの移設により、文化財の保存・継承・活用に向けた方策について検討したい。

種別変更案：有形文化財（歴史資料）

石碑

説明板



現状（細い路地から見た石碑、説明板）

石碑

36 篠崎健次氏宅（3）

1 記念碑

（寸法） 本塔101×40×14
台石 28×61×61

（形態） 片岩

〔本塔〕
先考特信奉法華手不積卷遂聚礫書寫完成一部而又慮展転失
次別正写緒者九部共藏諸石函蓋上為祖先祈冥福下欲子孫有
余慶其孝其慈可勝言乎且居恒以明天理去人欲為言丁寧告戒
教諭人子弟傍及因果報應之說聞者雖或厭其煩而服其老婆深
切云不肖愚振追思其庭訓去歲辛未新構一小屋於宅隅号曰敬
穀堂以為所教諭村童勉使男誠振宰之非敢欲比古之庠序也唯
庶幾無亡先考之遺訓也因以其石函埋於堂之側立碑於其上記
記其顛末如斯 文化九年歲次壬申七月 篠崎應振謹識 平
松義礼謹書

石碑記銘文

※ 岩槻市史金石資料編より（写）